



2025/01/27 15:54 現在の情報です。

鳥取県倉吉市谷605-33
株式会社ウッドプラスチックテクノロジー

会社法人等番号	0100-01-119515	
商号	株式会社ウッドプラスチックテクノロジー	
本店	鳥取県倉吉市谷605-33	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
	電子公告により行う。 https://kessan.info/150334169.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。	令和 5年 3月23日変更 令和 5年 5月31日登記
会社成立の年月日	平成20年2月4日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境技術に関する調査、研究 2 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋並びに仲介 3 計量・計測・制御機器、電気・電子・通信機械器具、自動機器の製作・販売並びに据付 4 各種建設用部材並びに物流資材、家具の開発及び製造並びに販売 5 合成樹脂その他化学合成物製品の製造、加工並びに販売 6 各種環境装置並びに各種プラントの設計、製作、監理、施工及び請負 7 土木建築工事及び住宅、建築構造物の設計、製作、監理、施工、販売並びに請負 8 有価証券の取得、投資、保有及び運用 9 不動産の売買、賃貸借、監理並びに宅地造成 10 動産のリース、レンタル及びその仲介 11 前各号に関するコンサルタント業務 12 前各号に付帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	60万株	平成29年 4月23日変更 平成29年 5月22日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 16万6707株 各種の株式の数 普通株式 0株 A種種類株式 0株 B種種類株式 0株 C種種類株式 0株 D種種類株式 16万6707株	平成28年 7月29日変更 平成29年 5月22日登記
	発行済株式の総数 16万8207株 各種の株式の数 普通株式 0株 A種種類株式 0株 B種種類株式 0株 C種種類株式 0株 D種種類株式 16万8207株	平成30年 3月 5日変更 令和 4年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 17万8207株 各種の株式の数 普通株式 0株 A種種類株式 0株 B種種類株式 0株 C種種類株式 0株 D種種類株式 17万8207株	令和 3年 4月30日変更 令和 4年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 23万8207株 各種の株式の数 普通株式 0株 A種種類株式 0株	令和 3年 7月31日変更

	B種種類株式 0株 C種種類株式 0株 D種種類株式 23万8207株	令和 4年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 30万5207株 各種の株式の数 普通株式 0株 A種種類株式 0株 B種種類株式 0株 C種種類株式 0株 D種種類株式 30万5207株	令和 3年 9月 1日変更 令和 4年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 33万207株 各種の株式の数 D種種類株式 33万207株	令和 5年 1月18日変更 令和 5年 5月31日登記
	発行済株式の総数 35万207株 各種の株式の数 D種種類株式 35万207株	令和 5年 3月31日変更 令和 5年 5月31日登記
	発行済株式の総数 36万207株 各種の株式の数 D種種類株式 36万207株	令和 5年 9月27日変更 令和 6年 1月 5日登記
	発行済株式の総数 37万207株 各種の株式の数 D種種類株式 37万207株	令和 6年12月23日変更 令和 6年12月27日登記
資本金の額	金1億5555万円	平成28年 7月29日変更 平成29年 5月22日登記
	金1億5705万円	平成30年 3月 5日変更 令和 4年 4月 5日登記
	金1億5705万5000円	令和 3年 4月30日変更 令和 4年 4月 5日登記
	金1億5708万5000円	令和 3年 7月31日変更 令和 4年 4月 5日登記
	金1億9058万5000円	令和 3年 9月 1日変更 令和 4年 4月 5日登記
	金5000万円	令和 4年12月31日変更 令和 5年 1月12日登記
	金6250万円	令和 5年 1月18日変更 令和 5年 5月31日登記
	金7450万円	令和 5年 3月31日変更 令和 5年 5月31日登記
	金8050万円	令和 5年 9月27日変更 令和 6年 1月 5日登記
	金8550万円	令和 6年12月23日変更 令和 6年12月27日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	(1) 普通株式 60万株 (2) A種種類株式 0株 (3) B種種類株式 0株 (4) C種種類株式 0株	

(5) D種種類株式 60万株

<普通株式の内容>

(1) 残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、当該残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額以下の部分については、D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種種類株式の持株比率に応じて分配する。

②残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については（もしあれば）、C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式の持株比率に応じて分配する。

③残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については（もしあれば）、B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種種類株式の持株比率に応じて分配する。

④残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額を超えD種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とC種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とB種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額の合計額以下の部分については（もしあれば）、(a)

当該部分のA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、A種種類株式の持株比率に応じて、各A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に分配し、(b) 当該部分のB種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、B種種類株式の持株比率に応じて、各B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に分配し、(c) 当該部分のC種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、C種種類株式の持株比率に応じて、各C種種類株式登録株式質権者に分配し、(d) 当該部分のD種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、D種種類株式の持株比率に応じて、各D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に分配する。

(2) 議決権
普通株主は、当社の株主総会において、次の通り議決権を有する。
①通常の株主総会（通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会）
保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。
②普通株主のみを構成員とする株主総会（以下、「普通株主株主総会」という。）
保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(3) D種種類株式と引換えにする取得条項付株式：一斉取得
①当社は、いつでも取締役会の決議をもって定める日に、普通株式の全部を取得し、引換えに普通株主に対し当社のD種種類株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべきD種種類株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②取得により発行すべきD種種類株式数
普通株式1株の取得と引換えに交付すべきD種種類株式は、(a) 普通株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべきD種種類株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

③当初取得価額
取得価額は、当初、1株につき、普通株式1株に係る発行価額とする。

④取得価額の調整
(a) 普通株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、普通株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

調整後の 調整前の 分割前発行済普通株式数

$$\text{取得価額} = \text{取得価額} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}$$

- (ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はC種種類株主及びC種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前（i）のほか、当会社の発行済のA種種類株式数又はB種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数（但し、当会社が保有する当会社のA種種類株式及びB種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記（a）（iv）に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記（a）（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

< A種種類株式の内容 >

(1) A種種類株式配当金

①当会社は、各事業年度において剰余金の配当（以下、本項において単に「配当」という。）を行うときは、A種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）、A種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類株式登録株式質権者」という。）、B種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）、B種種類株式の登録株式質権者（以下、「B種種類株式登録株式質権者」という。）、C種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（以下、「C種種類株式登録株式質権者」という。）、D種種類株式を有する株主（以下、「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（以下、「D種種類株式登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、各自が保有するA種種類株式1株又はB種種類株式1株又はC種種類株式1株又はD種種類株式1株につき、A種種類株式1株又はB種

類株式1株又はC種種類株式1株又はD種種類株式1株に係る発行価額に1.5%を乗じた金額(但し、A種種類株式又はB種種類株式又はC種種類株式又はD種種類株式について、株式の分割、併合、無償割当又はこれに類する事由が行われた場合には、その比率に応じて、A種種類株式又はB種種類株式又はC種種類株式又はD種種類株式の価値が希薄化しないように取締役会の決議をもって適切に調整される。A種種類株式1株に対して支払われるべき金額を以下、「A種種類株式配当金」という。)を支払う。但し、同じ事業年度中に認められた基準日よりA種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対する配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

②ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額がA種種類株式配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

③当会社がA種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対して、A種種類株式配当金を配当した後、同一の事業年度においてB種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主、普通登録株式質権者に対して配当を行うときは、同時に、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対して、A種種類株式1株当たり、B種種類株式1株当たり、C種種類株式1株当たり、D種種類株式1株当たり、及び普通株式1株当たりと同額の剰余金を配当する。

(2) 残余財産の分配

①当会社は、残余財産を分配するときは、当該残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額以下の部分については、D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種種類株式の持株比率に応じて分配する。

②残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については(もしあれば)、C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式の持株比率に応じて分配する。

③残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については(もしあれば)、B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種種類株式の持株比率に応じて分配する。

④残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額を超えD種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とC種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とB種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額の合計額以下の部分については(もしあれば)、(a)当該部分のA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、A種種類株式の持株比率に応じて、各A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に分配し、(b)当該部分のB種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、B種種類株式の持株比率に応じて、各B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に分配し、(c)当該部分のC種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、C種種類株式の持株比率に応じて、各C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に分配し、(d)当該部分のD種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、D種種類株式の持株比率に応じて、各D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に分配する。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換

A種種類株主は、当会社に対し、A種種類株式の発行日以降いつでも、下記に定める取得の条件で、普通株式の交付と引換えにA種種類株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、A種種類株式1株に係る発行価額とする。

②取得価額の調整

(a) A種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以

降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はB種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びB種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

③取得価額の調整を行わない場合

本項第②号の定めに関わらず、A種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

④取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得請求権の行使によりA種種類株式の取得と引換えに交付される普通株式数A種種類株式1株の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\frac{\text{交付する当会社の普通株式の数}}{\text{調整後取得価額}} = \frac{\text{当初取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$$

(4) 取得条項付株式：一斉取得

①当会社が、国内外の金融商品取引所に対し株式公開すべき旨を取締役会の

決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社からA種種類株式の全部を取得するのと引換えにA種種類株主に対し当会社の普通株式を交付すべき旨（A種種類株式の普通株式への転換）の要請を受けた場合には、当会社は取締役会の決議をもって定める日に、A種種類株式の全部を取得し、引換えにA種種類株主に対し当会社の普通株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②金融商品取引所又は日本証券業協会における種類株式に関する取扱いが変更された場合、A種種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当会社に請求することができるものとする。

③取得により発行すべき普通株式数

A種種類株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式は、(a) A種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

④当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、A種種類株式1株に係る発行価額とする。

⑤取得価額の調整

(a) A種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、A種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はB種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びB種種類株式及びC種種類株式及びD種種類

- 株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
 - (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

(5) 議決権

A種種類株主は、当会社の株主総会において、次の通り議決権を有する。

①通常の株主総会(通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会)

保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

②A種種類株主のみを構成員とする株主総会(以下、「A種種類株主総会」という。)

保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(6) D種種類株式と引換えにする取得条項付株式：一斉取得

①当社は、いつでも取締役会の決議をもって定める日に、A種種類株式の全部を取得し、引換えにA種種類株主に対し当社のD種種類株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべきD種種類株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②取得により発行すべきD種種類株式数

A種種類株式1株の取得と引換えに交付すべきD種種類株式は、(a) A種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

③当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、A種種類株式1株に係る発行価額とする。

④取得価額の調整

(a) A種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、A種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日)の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日)に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日)の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式(当社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。)1株当たりの払込金額(普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下

「行使価額」という。)が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、当社の発行済の普通株式数又はB種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式及びB種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

< B種種類株式の内容 >

(1) B種種類株式配当金

①当社は、各事業年度において剰余金の配当(以下、本項において単に「配当」という。)を行うときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)、A種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種種類株式登録株式質権者」という。)、B種種類株式を有する株主(以下、「B種種類株主」という。)、B種種類株式の登録株式質権者(以下、「B種種類株式登録株式質権者」という。)、C種種類株式を有する株主(以下、「C種種類株主」という。)、又はC種種類株式の登録株式質権者(以下、「C種種類株式登録株式質権者」という。)、D種種類株式を有する株主(以下、「D種種類株主」という。)、又はD種種類株式の登録株式質権者(以下、「D種種類株式登録株式質権者」という。)、に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)、又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。))に先立ち、各自が保有するA種種類株式1株又はB種種類株式1株又はC種種類株式1株又はD種種類株式1株につき、A種種類株式1株又はB種種類株式1株又はC種種類株式1株又はD種種類株式1株に係る発行価額に1.5%を乗じた金額(但し、A種種類株式又はB種種類株式又はC種種類株式又はD種種類株式について、株式の分割、併合、無償割当又はこれに類する事由が行われた場合には、その比率に応じて、A種種類株式又はB種種類株式又はC種種類株式又はD種種類株式の価値が希薄化しないように取締役会の決議をもって適切に調整される。B種種類株式1株に対して支払われるべき金額を以下、「B種種類株式配当金」という。)を支払う。但し、同じ事業年度中に設けられた基準日によりB種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対する配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

②ある事業年度において、B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額がB種種類株式配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

③当社がB種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対して、B種種類株式配当金を配当した後、同一の事業年度においてA種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主、普通登録株式質権者に対して配当を行うときは、同時に、B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対して、A種種類株式1株当たり、B種種類株式1株当たり、C種種類株式1株当たり、D種種類株式1株当たり及び普通株式1株当たりと同額の剰余金を配当する。

(2) 残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、当該残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額以下の部分については、D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種種類株式の持株比率に応じて分配する。

②残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については(もしあれば)、C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に対し、A種

種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式の持株比率に応じて分配する。

③残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額の合計額以下の部分については（もしあれば）、B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種種類株式の持株比率に応じて分配する。

④残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額を超えD種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とC種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とB種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額の合計額以下の部分については（もしあれば）、（a）当該部分のA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、A種種類株式の持株比率に応じて、各A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に分配し、（b）当該部分のB種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、B種種類株式の持株比率に応じて、各B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に分配し、（c）当該部分のC種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、C種種類株式の持株比率に応じて、各C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に分配し、（d）当該部分のD種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、D種種類株式の持株比率に応じて、各D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に分配する。

（3）普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換
B種種類株主は、当会社に対し、B種種類株式の発行日以降いつでも、下記に定める取得の条件で、普通株式の交付と引換えにB種種類株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、B種種類株式1株に係る発行価額とする。

②取得価額の調整

（a）B種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（i）株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

（ii）当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

（iii）調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（iv）調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（v）新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式

1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。)が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はB種種類株主及びB種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、当社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式及びA種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

③取得価額の調整を行わない場合

本項第②号の定めに関わらず、B種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

④取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得請求権の行使によりB種種類株式の取得と引換えに交付される普通株式数B種種類株式1株の取得と引換えに交付される当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\frac{\text{交付する当社の普通株式の数}}{\text{調整後取得価額}} = \frac{\text{当初取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$$

(4) 取得条項付株式：一斉取得

①当社が、国内外の金融商品取引所に対し株式公開すべき旨を取締役会の決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社からB種種類株式の全部を取得するのと引換えにB種種類株主に対し当社の普通株式を交付すべき旨(B種種類株式の普通株式への転換)の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決議をもって定める日に、B種種類株式の全部を取得し、引換えにB種種類株主に対し当社の普通株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②金融商品取引所又は日本証券業協会における種類株式に関する取扱いが変更された場合、B種種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当社に請求することができるものとする。

③取得により発行すべき普通株式数

B種種類株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式は、(a) B種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

④当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、B種種類株式1株に係る発行価額とする。

⑤取得価額の調整

(a) B種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、B種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

- (i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\frac{\text{調整後の取得価額}}{\text{調整前の取得価額}} = \frac{\text{調整前発行済普通株式数}}{\text{調整後の発行済普通株式数}}$$

$$\text{取得価額} = \text{取得価額} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}$$

- (ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生の際をもつて次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもつて当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもつて調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもつて当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもつて調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもつて調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はB種種類株主及びB種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもつて適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式（但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びA種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

(5) 議決権

B種種類株主は、当会社の株主総会において、次の通り議決権を有する。

①通常の株主総会（通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会）

保有するB種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

②B種種類株主のみを構成員とする株主総会（以下、「B種種類株主総会」という。）

保有するB種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(6) D種種類株式と引換えにする取得条項付株式：一斉取得

①当会社は、いつでも取締役会の決議をもつて定める日に、B種種類株式の全部を取得し、引換えにB種種類株主に対し当会社のD種種類株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべきD種種類株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②取得により発行すべきD種種類株式数

B種種類株式1株の取得と引換えに交付すべきD種種類株式は、(a) B種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株

あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

③当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、B種種類株式1株に係る発行価額とする。

④取得価額の調整

(a) B種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、B種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はB種種類株主及びB種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びB種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得

B種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、D種種類株式の持株比率に応じて、各D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に分配する。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換
C種種類株主は、当会社に対し、C種種類株式の発行日以降いつでも、下記に定める取得の条件で、普通株式の交付と引換えにC種種類株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、C種種類株式1株に係る発行価額とする。

②取得価額の調整

(a) C種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はC種種類株主及びC種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はB種種類株式数又はD種種類株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びA種種類株式及びB種種類株式及びD種種類株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得

価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

③取得価額の調整を行わない場合

本項第②号の定めに関わらず、C種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

④取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得請求権の行使によりC種種類株式の取得と引換えに交付される普通株式数C種種類株式1株の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\frac{\text{交付する当会社 当初取得価額}}{\text{の普通株式の数}} = \frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$$

(4) 取得条項付株式：一斉取得

①当会社が、国内外の金融商品取引所に対し株式公開すべき旨を取締役会の決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社からC種種類株式の全部を取得するのと引換えにC種種類株主に対し当会社の普通株式を交付すべき旨（C種種類株式の普通株式への転換）の要請を受けた場合には、当会社は取締役会の決議をもって定める日に、C種種類株式の全部を取得し、引換えにC種種類株主に対し当会社の普通株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②金融商品取引所又は日本証券業協会における種類株式に関する取扱いが変更された場合、C種種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当会社に請求することができるものとする。

③取得により発行すべき普通株式数

C種種類株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式は、(a) C種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

④当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、C種種類株式1株に係る発行価額とする。

⑤取得価額の調整

(a) C種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、C種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後の取得価額} = \frac{\text{調整前の取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \frac{\text{調整前の取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下

「行使価額」という。)が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はC種種類株主及びC種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前 (i) のほか、当社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はB種種類株式数又はD種種類株式数 (但し、当社が保有する当社の普通株式及びA種種類株式及びB種種類株式及びD種種類株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記 (a) (iv) に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記 (a) (v) に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

(5) 議決権

C種種類株主は、当社の株主総会において、次の通り議決権を有する。

① 通常の株主総会 (通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会)

保有するC種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

② C種種類株主のみを構成員とする株主総会 (以下、「C種種類株主総会」という。)

保有するC種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(6) D種種類株式と引換えにする取得条項付株式：一斉取得

① 当社は、いつでも取締役会の決議をもって定める日に、C種種類株式の全部を取得し、引換えにC種種類株主に対し当社のD種種類株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべきD種種類株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

② 取得により発行すべきD種種類株式数

C種種類株式1株の取得と引換えに交付すべきD種種類株式は、(a) C種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

③ 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、C種種類株式1株に係る発行価額とする。

④ 取得価額の調整

(a) C種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、C種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{調整前の取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日 (会社法第209条第2号が

適用される場合には同号に定める期間の末日)の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日)に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日)の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (v) 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式(当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。)1株当たりの払込金額(普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。)が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はC種種類株主及びC種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はC種種類株式数又はD種種類株式数(但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びA種種類株式及びC種種類株式及びD種種類株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
 - (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

<D種種類株式の内容>

(1) D種種類株式配当金

- ①当会社は、各事業年度において剰余金の配当(以下、本項において単に「配当」という。)を行うときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)、A種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種種類株式登録株式質権者」という。)、B種種類株式を有する株主(以下、「B種種類株主」という。)、B種種類株式の登録株式質権者(以下、「B種種類株式登録株式質権者」という。)、C種種類株式を有する株主(以下、「C種種類株主」という。))又はC種種類株式の登録株式質権者(以下、「C種種類株式登録株式質権者」という。)、D種種類株式を有する株主(以下、「D種種類株主」という。))又はD種種類株式の登録株式質権者(以下、「D種種類株式登録株式質権者」という。))、に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。))又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。))に先立ち、各自が保有するA種種類株式1株又はB種種類株式1株又はC種種類株式1株又はD種種類株式1株につき、A種種類株式1株又はB種種類株式1株又はC種種類株式1株又はD種種類株式1株に係る発行価額に1.5%を乗じた金額(但し、A種種類株式又はB種種類株式又はC種種類株式又はD種種類株式について、株式の分割、併合、無償割当又はこれに類する事由が行われた場合には、その比率に応じて、A種種類株式又はB種種類株式又はC種種類株式又はD種種類株式の価値が希薄化しないように取締役会の決議をもって適切に調整される。C種種類株式1株に対して支払われるべき金額を以下、「C種種類株式配当金」という。)を支払う。但し、同じ事業年度中に設けられた基準日によりC種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に対する配当を行ったときは、その額を控除した額とする。
- ②ある事業年度において、D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額がD種種類株式配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。
- ③当会社がD種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対して、D種種類

株式配当金を配当した後、同一の事業年度においてA種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、普通株主、普通登録株式質権者に対して配当を行うときは、同時に、D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対して、A種種類株式1株当たり、B種種類株式1株当たり、C種種類株式1株当たり、D種種類株式1株当たり及び普通株式1株当たりと同額の剰余金を配当する。

(2) 残余財産の分配

①当会社は、残余財産を分配するときは、当該残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額以下の部分については、D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種種類株式の持株比率に応じて分配する。

②残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については（もしあれば）、C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、B種種類株主、B種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式の持株比率に応じて分配する。

③残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額との合計額を超え、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額以下の部分については（もしあれば）、B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に対し、A種種類株主、A種種類株式登録株式質権者、C種種類株主、C種種類株式登録株式質権者、D種種類株主、D種種類株式登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種種類株式の持株比率に応じて分配する。

④残余財産のうちD種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額との合計額を超えD種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とC種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とB種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額の合計額以下の部分については（もしあれば）、(a) 当該部分のA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額とA種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、A種種類株式の持株比率に応じて、各A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に分配し、(b) 当該部分のB種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、B種種類株式の持株比率に応じて、各B種種類株主又はB種種類株式登録株式質権者に分配し、(c) 当該部分のC種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、C種種類株式の持株比率に応じて、各C種種類株主又はC種種類株式登録株式質権者に分配し、(d) 当該部分のD種種類株式の発行価額の総額を、D種種類株式の発行価額の総額とC種種類株式の発行価額の総額とB種種類株式の発行価額の総額と、A種種類株式の発行価額の総額に2を乗じた金額との合計額で、除した割合に相当する金額を、D種種類株式の持株比率に応じて、各D種種類株主又はD種種類株式登録株式質権者に分配する。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換

D種種類株主は、当会社に対し、D種種類株式の発行日以降いつでも、下記に定める取得の条件で、普通株式の交付と引換えにD種種類株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、D種種類株式1株に係る発行価額とする。

②取得価額の調整

(a) D種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はD種種類株主及びD種種類株式登録株式質権者に対して、

あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はB種種類株式数又はC種種類株式数(但し、当会社が保有する当会社の普通株式及びA種種類株式及びB種種類株式及びC種種類株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
 - (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

③取得価額の調整を行わない場合

本項第②号の定めに関わらず、D種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

④取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得請求権の行使によりC種種類株式の取得と引換えに交付される普通株式数D種種類株式1株の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\frac{\text{交付する当会社の普通株式の数}}{\text{調整後取得価額}} = \frac{\text{当初取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$$

(4) 取得条項付株式：一斉取得

①当会社が、国内外の金融商品取引所に対し株式公開すべき旨を取締役会の決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社からD種種類株式の全部を取得するのと引換えにD種種類株主に対し当会社の普通株式を交付すべき旨(D種種類株式の普通株式への転換)の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決議をもって定める日に、D種種類株式の全部を取得し、引換えにD種種類株主に対し当会社の普通株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前項の定めを準用する。

②金融商品取引所又は日本証券業協会における種類株式に関する取扱いが変更された場合、D種種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当会社に請求することができるものとする。

③取得により発行すべき普通株式数

D種種類株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式は、(a) D種種類株式の1株あたりの当初の取得価額を、(b) 当該取得の時点における1株あたりの調整後取得価額で除して得られた数とする。なお、交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを1株に切り上げ、現金による調整は行わない。

④当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、D種種類株式1株に係る発行価額とする。

⑤取得価額の調整

(a) D種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、以下の定めに関わらず、D種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後の取得価額} = \frac{\text{調整前の取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生するときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後の取得価額} = \frac{\text{調整前の取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はD種種類株主及びD種種類株式登録株式質権者に対して、

	<p>あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。</p> <p>(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式数又はA種種類株式数又はB種種類株式数又はC種種類株式数(但し、当社が保有する当会社の普通株式及びA種種類株式及びB種種類株式及びC種種類株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。</p> <p>(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。</p> <p>(5) 議決権 D種種類株主は、当会社の株主総会において、次の通り議決権を有する。 ①通常の株主総会(通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会) 保有するD種種類株式1株につき1個の議決権を有する。 ②D種種類株主のみを構成員とする株主総会(以下、「D種種類株主総会」という。) 保有するD種種類株式1株につき1個の議決権を有する。 平成29年 4月23日変更 平成29年 5月22日登記</p>																
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、株主または株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。当会社の普通株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。当会社のA種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。当会社のB種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。当会社のC種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。当会社のD種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>																
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1176 1061 1377">取締役 郷 治 友 孝</td> <td data-bbox="1061 1176 1436 1377">平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記 平成30年 3月28日退任 令和 4年 4月 5日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1377 1061 1489">取締役 中 山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1377 1436 1489">平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1489 1061 1601">取締役 中 山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1489 1436 1601">平成30年 3月28日重任 令和 4年 4月 5日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1601 1061 1713">取締役 中 山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1601 1436 1713">令和 2年 3月31日重任 令和 4年 4月 5日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1713 1061 1825">取締役 中 山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1713 1436 1825">令和 4年 3月31日重任 令和 4年 8月 8日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1825 1061 1937">取締役 中 山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1825 1436 1937">令和 6年 3月22日重任 令和 6年 5月 1日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1937 1061 2049">取締役 武 石 満 廣</td> <td data-bbox="1061 1937 1436 2049">平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2049 1061 2116">取締役 武 石 満 廣</td> <td data-bbox="1061 2049 1436 2116">平成30年 3月28日重任 令和 4年 4月 5日登記</td> </tr> </table>	取締役 郷 治 友 孝	平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記 平成30年 3月28日退任 令和 4年 4月 5日登記	取締役 中 山 東 太	平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記	取締役 中 山 東 太	平成30年 3月28日重任 令和 4年 4月 5日登記	取締役 中 山 東 太	令和 2年 3月31日重任 令和 4年 4月 5日登記	取締役 中 山 東 太	令和 4年 3月31日重任 令和 4年 8月 8日登記	取締役 中 山 東 太	令和 6年 3月22日重任 令和 6年 5月 1日登記	取締役 武 石 満 廣	平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記	取締役 武 石 満 廣	平成30年 3月28日重任 令和 4年 4月 5日登記
取締役 郷 治 友 孝	平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記 平成30年 3月28日退任 令和 4年 4月 5日登記																
取締役 中 山 東 太	平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記																
取締役 中 山 東 太	平成30年 3月28日重任 令和 4年 4月 5日登記																
取締役 中 山 東 太	令和 2年 3月31日重任 令和 4年 4月 5日登記																
取締役 中 山 東 太	令和 4年 3月31日重任 令和 4年 8月 8日登記																
取締役 中 山 東 太	令和 6年 3月22日重任 令和 6年 5月 1日登記																
取締役 武 石 満 廣	平成28年 3月31日重任 平成29年 5月22日登記																
取締役 武 石 満 廣	平成30年 3月28日重任 令和 4年 4月 5日登記																

		平成31年 3月31日辞任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	木 村 毅	平成28年 3月31日重任
		平成29年 5月22日登記
取締役	木 村 毅	平成30年 3月28日重任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	木 村 毅	令和 2年 3月31日重任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	木 村 毅	令和 4年 3月31日重任
		令和 4年 8月 8日登記
取締役	木 村 毅	令和 6年 3月22日重任
		令和 6年 5月 1日登記
取締役	土 佐 憲 弘	平成30年 3月28日就任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	土 佐 憲 弘	令和 2年 3月31日重任
		令和 4年 4月 5日登記
		令和 3年 3月31日辞任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	福 井 英 雄	令和 3年 3月31日就任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	福 井 英 雄	令和 4年 3月31日重任
		令和 4年 8月 8日登記
取締役	福 井 英 雄	令和 6年 3月22日重任
		令和 6年 5月 1日登記
取締役	三 浦 省 吾	令和 3年 3月31日就任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	三 浦 省 吾	令和 4年 3月31日重任
		令和 4年 8月 8日登記
取締役	三 浦 省 吾	令和 6年 3月22日重任
		令和 6年 5月 1日登記
取締役	山 内 大 輔	令和 3年 3月31日就任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	山 内 大 輔	令和 4年 3月31日重任
		令和 4年 8月 8日登記
取締役	山 内 大 輔	令和 6年 3月22日重任
		令和 6年 5月 1日登記
取締役	佐 紺 悠 一	令和 3年 8月27日就任
		令和 4年 4月 5日登記
取締役	佐 紺 悠 一	令和 4年 3月31日重任

		令和 4年 8月 8日登記
		令和 6年 3月 22日退任
		令和 6年 5月 1日登記
	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成28年 3月 31日重任 平成29年 5月 22日登記
	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成30年 3月 28日重任 令和 4年 4月 5日登記
	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 2年 3月 31日重任 令和 4年 4月 5日登記
	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 4年 3月 31日重任 令和 4年 8月 8日登記
	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 6年 3月 22日重任 令和 6年 5月 1日登記
	監査役 安 東 通 和	平成29年 3月 30日就任 平成29年 5月 22日登記 平成30年 3月 28日辞任 令和 4年 4月 5日登記
	監査役 郷 治 友 孝	平成30年 3月 28日就任 令和 4年 4月 5日登記 平成30年 6月 29日辞任 令和 4年 4月 5日登記
	監査役 武 石 満 廣	平成31年 3月 31日就任 令和 4年 4月 5日登記
	監査役 武 石 満 廣	令和 5年 3月 23日重任 令和 5年 5月 31日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
新株予約権	<p>第2回新株予約権 新株予約権の数 150個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式150株</p> <p>なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、金10万円とする。</p>	

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間
平成24年4月26日から平成31年3月29日まで（但し、同日が当社の営業日でない場合は、その前営業日までとする）。

新株予約権の行使の条件
1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

平成31年3月30日行使期間満了

令和 5年 5月31日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数
250個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式250株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金10万円とする。
なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間
平成24年8月28日から平成31年3月29日まで（但し、同日が当社の営業日でない場合は、その前営業日までとする）。

新株予約権の行使の条件
1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

平成31年3月30日行使期間満了

令和 5年 5月31日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数
250個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式250株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金10万円とする。
なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月27日から平成31年3月29日まで（但し、同日が当社の

営業日でない場合は、その前営業日までとする)。

新株予約権の行使の条件

1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

平成31年3月30日行使期間満了

令和 5年 5月31日登記

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付・分割制限少人数私募)

新株予約権の数

40個

30個

平成28年 4月28日変更 平成29年 5月22日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社D種種類株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社D種種類株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社D種種類株式を処分する(以下、当社D種種類株式の発行又は処分を「交付」という。)数(以下、「交付株式数」という。)は、行使する本新株予約権に係る本社債の金額合計額を後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第2項記載の転換価額(但し後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第3項によって調整された場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額(金200万円)と同額とする。
2. 転換価額は、当初、金1,000円とする。但し、転換価額は第3項に定めるところにより修正又は調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社D種種類株式の数を算定するに当たり用いられる価額をいう。
3. 転換価額の修正及び調整

①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社D種種類株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額を下回って新たに発行する株式の1株あたり払込価額または処分価額

②転換価額調整式により本新株予約権の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 転換価額を下回る発行価額又は処分価額をもってD種種類株式を新たに発行又は当社の有する当社D種種類株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)。かかる場合の調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社D種種類株式の株主(以下、「D種種類株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 転換価額を下回る対価をもって当社D種種類株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は時価を下回る対価をもって当社D種種類株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社D種種類株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社D種種類株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の

翌日以降、これを適用する。

- (iii) 本号(i)ないし(ii)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(i)ないし(ii)の定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社D種種類株式を交付する。
(調整前転換価額－調整後転換価額)×調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 = $\frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$
この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③(i) 転換価額調整式の計算については、1円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済D種種類株式数から、当該日における当社の保有する当社D種種類株式数を控除した数とする。

- ④本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当社D種種類株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑤本号②ないし④により転換価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、②(iii)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額(金200万円)と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本社債権者は、平成26年12月29日から平成28年4月30日までの間(以下、「行使期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間は、本社債の繰上償還の場合は、償還期日の前銀行営業日まで、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記にかかわらず、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(承継会社の新株予約権を交付し、承継会社が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。)は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には、行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする。)その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに公告又は本社債権者に対し書面により通知する。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

第5回新株予約権

新株予約権の数

5800個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

D種種類株式5800株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,000円とする。
なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月1日から平成32年12月31日まで（行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

なし

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合、本新株予約権を無償で取得する。

令和2年12月31日行使期間満了

令和 5年 5月31日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

4万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

D種種類株式4万株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,000円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成28年1月31日から平成31年1月31日まで（行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

なし

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合、本新株予約権を無償で取得する。

平成31年2月1日行使期間満了

令和 5年 5月31日登記

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付・分割制限少人数私募）

新株予約権の数

5万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社D種種類株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社D種種類株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社D種種類株式を処分する（以下、当社D種種類株式の発行又は処分を「交付」という。）数（以下、「交付株式数」という。）は、行使する本新株予約権に係る本社債の金額合計額を後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第2項記載の転換価額

（但し後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第3項によって調整された場合は調整後転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額（金1000円）

- と同額とする。
2. 転換価額は、当初、金1000円とする。但し、転換価額は第3項に定めるところにより修正又は調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社D種種類株式の数を算定するに当たり用いられる価額をいう。
 3. 転換価額の修正及び調整
 - ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社D種種類株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額を下回って新たに発行する株式の1株あたり払込価額または処分価額}}{\text{調整前転換価額}} \times \text{調整前転換価額}$$
 - ② 転換価額調整式により本新株予約権の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 転換価額を下回る発行価額又は処分価額をもってD種種類株式を新たに発行又は当社の有する当社D種種類株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）かかる場合の調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社D種種類株式の株主（以下、「D種種類株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
 - (ii) 転換価額を下回る対価をもって当社D種種類株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社D種種類株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社D種種類株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社D種種類株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
 - (iii) 本号(i)ないし(ii)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(i)ないし(ii)の定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに行使請求をなしたものに對しては、次の算出方法により、当社D種種類株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$
 この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - ③ (i) 転換価額調整式の計算については、1円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 (ii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済D種種類株式数から、当該日における当社の保有する当社D種種類株式数を控除した数とする。
 - ④ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社D種種類株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一の事由に基づき調整後転換価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑤ 本号②ないし④により転換価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、② (iii) の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額（金1000円）と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本社債権者は、平成28年4月22日から平成29年4月15日までの間（以下、「行使期間」という。）いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間は、本社債の繰上償還の場合は、償還期日の前銀行営業日まで、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記にかかわらず、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（承継会社の新株予約権を交付し、承継会社当社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。）は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には、行使を停止する期間（当該期間は1ヶ月を超えないものとする。）その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに公告又は本社債権者に対し書面により通知する。

本社債権者は、平成28年4月22日から平成30年4月15日までの間（以下、「行使期間」という。）いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間は、本社債の繰上償還の場合は、償還期日の前銀行営業日まで、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記にかかわらず、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（承継会社の新株予約権を交付し、承継会社当社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。）は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には、行使を停止する期間（当該期間は1ヶ月を超えないものとする。）その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに公告又は本社債権者に対し書面により通知する。

平成29年 3月11日変更

平成29年 5月22日登記

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

平成28年 4月22日発行

平成29年 5月22日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

6万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

D種種類株式6万株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）

または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式

の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、

当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式

の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整を

することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすること

ができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1

株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個

あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1000円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価

額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割（または併合）の比率

新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月1日から平成29年7月31日まで（但し、同日が当社の営

業日でない場合は、その前営業日までとする）。

新株予約権の行使の条件

1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

平成28年 8月 1日発行

平成29年8月1日行使期間満了

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付・分割制限少人数私募）

新株予約権の数

2万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社D種種類株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社D種種類株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社D種種類株式を処分する（以下、当社D種種類株式の発行又は処分を「交付」という。）数（以下、「交付株式数」という。）は、行使する本新株予約権に係る本社債の金額合計額を後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第2項記載の転換価額（但し後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第3項によって調整された場合は調整後転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額（金1000円）と同額とする。
2. 転換価額は、当初、金1000円とする。但し、転換価額は第3項に定めるところにより修正又は調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社D種種類株式の数を算定するに当たり用いられる価額をいう。
3. 転換価額の修正及び調整

①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社D種種類株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額を下回って新たに発行する株式の1株あたり払込価額または処分価額

②転換価額調整式により本新株予約権の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 転換価額を下回る発行価額又は処分価額をもってD種種類株式を新たに発行又は当社の有する当社D種種類株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

かかる場合の調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社D種種類株式の株主（以下、「D種種類株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 転換価額を下回る対価をもって当社D種種類株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社D種種類株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社D種種類株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点で請求又は行使され当社D種種類株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 本号(i)ないし(ii)の各取引において、株主に割当てを受け

る権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(i)ないし(ii)の定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに行使請求をなしたものに對しては、次の算出方法により、当社D種種類株式を交付する。
 (調整前転換価額－調整後転換価額)×調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 = $\frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ (i) 転換価額調整式の計算については、1円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済D種種類株式数から、当該日における当社の保有する当社D種種類株式数を控除した数とする。
- ④ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社D種種類株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ 本号②ないし④により転換価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、②(iii)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額(金1000円)と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間
 本社債権者は、平成29年3月24日から平成30年4月15日までの間(以下、「行使期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間は、本社債の繰上償還の場合は、償還期日の前銀行営業日まで、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記にかかわらず、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(承継会社の新株予約権を交付し、承継会社が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。)は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には、行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする。)その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに公告又は本社債権者に対し書面により通知する。

新株予約権の行使の条件
 本新株予約権の一部行使はできない。

平成29年	3月24日発行
平成29年	5月22日登記

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー第8回新株予約権

新株予約権の数
 5万個
 2万5000個
 1万5000個

令和6年12月23日変更 令和6年12月27日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

D種種類株式 5万株
 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社D種種類株式1株とする。
 なお、付与株式数は、本新株予約権割当日後、当社がD種種類株式について株式分割(当社D種種類株式の無償割当を含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる100分の1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済D種種類株式総数(自己株式を含まないものとする。以下本号において同じ。)を株式分割前の発行済D種種類株式総数で除した数を、

「併合の比率」とは、株式併合後の発行済D種種類株式総数を株式併合前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「無償割当の比率」とは、株式無償割当後の発行済D種種類株式総数を株式無償割当前の発行済D種種類株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合・無償割当の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

D種種類株式 2万5000株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社D種種類株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権割当日後、当社がD種種類株式について株式分割（当社D種種類株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる100分の1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済D種種類株式総数（自己株式を含まないものとする。以下本号において同じ。）を株式分割前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済D種種類株式総数を株式併合前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「無償割当の比率」とは、株式無償割当後の発行済D種種類株式総数を株式無償割当前の発行済D種種類株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合・無償割当の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和5年1月18日変更

令和5年5月31日登記

D種種類株式 1万5000株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社D種種類株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権割当日後、当社がD種種類株式について株式分割（当社D種種類株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる100分の1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済D種種類株式総数（自己株式を含まないものとする。以下本号において同じ。）を株式分割前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済D種種類株式総数を株式併合前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「無償割当の比率」とは、株式無償割当後の発行済D種種類株式総数を株式無償割当前の発行済D種種類株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合・無償割当の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和6年12月23日変更

令和6年12月27日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

2 行使価額は1000円とする。但し、本項第（1）号から第（3）号までに定めるところにより調整される。なお、本項第（1）号①及び②は、普通株式又は普通株式に転換可能な証券若しくは権利（D種種類株式を含む。）の発行又は処分により、D種種類株式の取得と引換えに交付されることとなる普通株式の価値が希釈化する（ひいては本新株予約権の目的であるD種種類株式の価値が希釈化する）場合における本新株予約権の行使価額の調整についての規定である。

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（1）号に定める各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合または変更が生ずる可能性がある場合は、本項各事由により定める価額をもって行使価額を調整する。

① 本項第（2）号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、本項第（1）号②に定める当社普通株式の交付と引換えに取得される証券と引換えに当社普通株式が発行される場合を除く。）

当該普通株式の1株当たりの発行価額を調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 本項第（2）号②に定める時価を下回る取得価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利、種類株式を含むもの

し、以下同様とする。)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式又は当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当の場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本②を適用する。

当該証券(権利)の取得価額を調整後の行使価額とする。

ここでの「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために負担すべき金額の総額を意味するものとする。

当該証券(権利)または新株予約権の払込期日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降、また当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

③ 当社D種種類株式の株式分割(当社D種種類株式の無償割当を含む。以下、同じ。)または株式併合をする場合

次に定める算式をもって行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済D種種類株式総数(自己株式を含まないものとする。以下本号において同じ。)を株式分割前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済D種種類株式総数を株式併合前の発行済D種種類株式総数で除した数を、「無償割当の比率」とは、株式無償割当後の発行済D種種類株式総数を株式無償割当前の発行済D種種類株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当の比率}}{1}$$

調整後の行使価額は、当該株式分割または株式併合により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(2)

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 本項第(1)号で使用する「時価」は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の金融商品取引所における当社株式の取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。但し、当社の株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

(3) 当社は、本項第(1)号に掲げた事由によるほか、次に該当する場合は当社取締役会の決議を経て、行使価額の調整を適切に行うものとする。合併、会社分割または株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき

新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月8日から平成38年12月31日まで

但し、行使期間の最終日が、当社の休業日にあたる場合はその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

なし

平成29年 6月 8日発行

平成30年 4月 2日登記

第10回新株予約権

新株予約権の数

6万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

D種種類株式 6万株

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社D種種類株式1株とする。

なお、当社が株式分割(当社D種種類株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

	<p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個 あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1円とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価 額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間 令和3年6月1日から令和3年12月31日（行使期間の最終日が銀行休業 日の場合はその前銀行営業日）までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 なし</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、以下の①、②、③の議案につき当社株主総会で承認された場合は、 当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができ る。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1066 757 1428 853"> <tr> <td>令和</td> <td>3年</td> <td>6月</td> <td>1日</td> <td>発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>4年</td> <td>4月</td> <td>5日</td> <td>登記</td> </tr> </table> <p>令和3年7月31日新株予約権全部行使</p> <table border="1" data-bbox="1066 891 1428 936"> <tr> <td>令和</td> <td>4年</td> <td>4月</td> <td>5日</td> <td>登記</td> </tr> </table>	令和	3年	6月	1日	発行	令和	4年	4月	5日	登記	令和	4年	4月	5日	登記
令和	3年	6月	1日	発行												
令和	4年	4月	5日	登記												
令和	4年	4月	5日	登記												
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社															
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社															
登記記録に関する 事項	平成28年2月1日東京都文京区本郷四丁目1番7号から本店移転 平成29年5月10日登記															

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。